



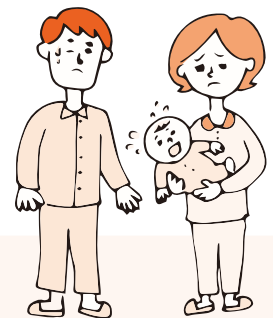
産後のお母さんの こころとからだを サポートします



▶ 問い合わせ 健康づくり係
(☎223局3533)

出産後、「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」「育児を手伝ってくれる人がいない」「疲れて体調が良くない」など、不安に思うことはありませんか。

産後の育児などの支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、宿泊や通所での産後ケア事業を開始しました。



利用できる人

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに当てはまる町内に住んでいる人

- 育児支援者が少なく、保健指導や育児相談を希望する人
- 産後の体調または育児に不安がある人

内容

施設で次のようなケアを受けることができます。

- お母さんの心と体の休息
- 授乳の相談・指導（乳房ケアを含む）
- 育児に関する相談、指導

サービスの種類	利用時間
ショートステイ型 (宿泊)	入所から24時間 ※原則、7泊以内
デイサービス型 (通所)	午前9時～午後5時のうち 5時間程度 ※原則、7日以内

自己負担額

世帯の所得状況によって自己負担額が異なります。減免を受ける場合は、それを証明する書類の提出が必要です。また、自己負担額以外にも別途費用が必要な場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

サービスの種類	所得の区分	自己負担額
ショートステイ型 (宿泊)	課税世帯	6400円 /24時間
	非課税世帯 生活保護受給者	1500円 /24時間
デイサービス型 (通所)	課税世帯	2000円 /日
	非課税世帯 生活保護受給者	500円 /日

※すべて消費税込み

※多胎児分は町が負担するため、自己負担額の追加はありません。

利用できる施設

施設名	ところ・電話番号
九州バースセンター うばがふところ	芦屋町大字山鹿 852 - 77 ☎701局8103
桑原産婦人科医院	中間市中間三丁目5番5号 ☎245局0052
みずまき助産院 ひだまりの家	水巻町立屋敷一丁目14番50号 ☎201局7731
しぶや助産院	岡垣町旭台三丁目11番5号 ☎282局3476





新型コロナウイルス感染症に関する人権

不安な時こそ落ち着いて、
他人のことを思いやろう

新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族に対して、誹謗中傷^{ひぼうちゆうしょう}やいじめ、差別が起きています。

感染したくない、もしかしたら感染するかもしれないという不安や恐れから、心にゆとりがなくなってしまうと、つい自分のことしか考えられなくなりがちです。一人ひとりが感染予防を意識することは、非常に大切なことですが、過剰な感染予防は時に差別や偏見につながる場合があります。もし、自分や自分の大切な人が感染した場合、いわれない誹謗中傷や差別的な対応を受けたらどう思いますか。

新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染するリスクがあります。不安な気持ちはみんな同じなのです。不安な時こそ落ち着いて、正しい情報や知識に基づき行動し、他人を思いやる気持ちを持ちましょう。

ワクチン接種を受けることを強制したり、
受けない人を差別したりしてはいけません

新型コロナウイルスワクチン接種は、受けていただくことをお勧めしていますが、強制ではありません。ワクチン接種を受けるという同意があった場合に限り行われます。感染症の収束に向けて効果が期待されているワクチンですが、体質や持病などさまざまな理由で接種を受けられない人もいます。

ワクチン接種を強制することや、ワクチン接種を受けないと判断した人に対して、誹謗中傷、差別的な発言や不当な扱いを行うことは、決して許されるものではありません。ワクチン接種を受けないと判断した人が差別や偏見により、生きづらい社会にしないためにも、一人ひとりの正しい理解と協力が必要です。

▷問い合わせ 社会教育係
(☎223局3546)

産後ケア事業を 開始しました



利用までの流れ

①利用の申請

利用する日の1週間前までに健康・こども課健康づくり係に申請してください。

【申請に必要なもの】

- 産後ケア事業利用申請書
※健康づくり係窓口にあります。
- 母子健康手帳
- 印かん
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- 委任状
※同一世帯以外の方が申請する場合のみ。委任された人の本人確認書類が必要です。
- 課税状況がわかる書類（課税世帯の人は不要）
※非課税世帯の人＝当該年度の世帯の課税状況（町民税所得割額）がわかる書類（4～6月申請の場合は前年度分）
- ※生活保護受給者＝診療依頼書

②担当者との面接

現在の体調や家庭の状況、受けたいケアの内容などを確認します。

③利用施設の調整

担当者が、利用を希望する施設が利用可能かどうか確認します。
※施設の空き状況によっては、希望する施設が利用できない場合があります。

④通知（承認・不承認）の送付

申請内容を審査した結果を通知します。承認された場合、利用施設から、利用にあたっての注意事項や利用時間などに関する連絡があります。
※利用承認後、利用を中止する場合は、利用開始日の2日前までに利用施設へ連絡してください。
※連絡なく利用を中止した場合、利用施設のキャンセル料が発生し、自己負担になる場合があります。

